

# デジタル技術活用

## 新ビジネス・新サービス

### 開発補助金

# デジタル技術 × 自社の経営資源 新事業による成長を応援！

#### 補助金対象事業

下記のすべてを満たす事業

- (1) 新たなサービス開発やビジネスモデル変革に関わるシステム構築を行う事業（単なる製品の開発は補助対象外）
- (2) デジタル技術を活用し、データ分析等を行いながら競合の少ない先進的なサービスやビジネスを開発し既存事業の強みとの相乗効果が見込まれ、効率性及び収益性の高いビジネスモデルを構築する事業

#### 補助金対象者

下記に該当する者

- (1) さいたま市内に本店のある中小企業等
- (2) さいたま市内に本店がある中堅企業等
- (3) さいたま市リーディングエッジ企業

#### 補助上限額・補助率

補助上限額：500万円

補助率：補助金対象者の(1)(2)に該当する者：2/3

補助金対象者の(3)のみに該当するもの：1/2

※採択決定後に発生する経費が補助経費となります

応募期間：2026年4月6日(月)～5月29日(金)

受付時間：9:00～17:00/月～金曜日(祝日を除く)

## お問合せ先

公益財団法人  
さいたま市産業創造財団



048-851-6652



dx@sozo-  
saitama.or.jp



連絡先：支援第二課  
技術イノベーション支援担当  
橋本・中本・林



本補助金 HP

## 補助対象経費領域

### ①システム構築費

専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費  
(システム構築に付随する機器含む)

### ②技術導入費

外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費。

### ③外注委託費

本事業遂行のために必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費

※1 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は対象になりません。

※2 外注先との書面による契約の締結が必要です。

### ④クラウドサービス利用料

クラウドサービスの利用に関する経費 ※1 本補助事業の実施期間の月額利用料のみ。

### ⑤知的財産権等関連経費

新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の  
手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費

### ⑥専門家謝金

本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる謝金。

### ⑦専門家旅費

本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる旅費。

### ⑧通信運搬費

本事業遂行のために必要な、通信料、運搬料、宅配・郵送料等の支払いに要する経費。

### ⑨旅費

本事業遂行のために必要な旅費。

### ⑩その他

本事業遂行のために必要なその他の経費

## 過去の採択事例

現業からのスピンアウトとなる省人化に  
期するシステム開発するにあたり、シス  
テム構築費・知的財産権取得に伴う対応  
を行い、事業化した。

デジタルデータ・IoT を駆使し、最適な  
営業提案ができる支援システムの構築を  
するにあたり、システム構築・実験デー  
タの収集を行った。

## 審査項目

革新性

収益性

実現性

継続性

## 申請方法



① 財団HPより  
申請書をダウンロード



② 公募要領を確認し、  
申請書に記入・捺印



③ 申込書のデータファイルを  
電子メールに添付して提出  
※ 郵便・持ち込み不可

●申請先: dx@sozo-saitama.or.jp 宛に、申請書等のPDFデータを送付してください

●必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります

※公募締切後、申請内容の審査をします(先着順ではございません) ※採択・不採択決定通知書は6月末までに交付予定です

※詳細は財団HPより公募要領・申請書をご参照ください